

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 四八五
○県営土地改良事業計画を変更した件 四八五
公告
○肥料の検査の結果の概要を公表する件 四八五

告示

福島県告示第六百九十四号
救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和七年十月十九日救急病院として認定した。

令和七年十月二十一日

名称	所在地	福島県知事	内堀雅雄
一般財団法人太田綜合病院附 属太田西ノ内病院	郡山市西ノ内二丁目五番二〇	認定有効期限	令和一〇年一〇月一八日

（地域医療課）

福島県告示第六百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、高野地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業（一般型））を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十月二十一日

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
福島県知事 内堀雅雄

二 縦覧の期間

令和七年十月二十二日から
同 年十一月十日まで （二十日間）

三 縦覧の場所

会津若松市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

公告

公告第二百一十号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和七年九月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和七年十月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

令和7年9月分

（特殊肥料）

特殊肥料 の指定名	生産業者、 輸入業者又は 販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果							備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCaO (%)	TMgO (%)	TZn (mg/ kg)	C/N		水分 (%)
堆肥	有限会社都 路農場	ミヤコジ ユーク	3.3	4.0	3.3	12.9	1.1	396	7	18.6	
堆肥	有限会社都 路農場	醗酵けいふ ん	3.2	3.3	2.8	17.6	1.0	322	6	18.3	

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCaO—石灰全量、TMgO—苦土全量、TZn—亜鉛全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

(農業総合センター)